

学びや

タイムスリー



に制定された学校教育法では、養護学校における就学義務が明文化されたものの、その施行は延期されました。その直後期から各学校に、知的障害

合支援学校)が創設されたのは、それから約10年後の58(昭和33)年でした。

公立養護学校設置及び教員給与に国庫補助が出るようになつたことが、この設置計画を後押ししました。

教して創設された呉竹校みるは、肢体不自由養護学校のこととしては全国5番目の開学校でした。呉竹校が開校した58年たまには、小児結核保養所で

障害児教育における
ノーマライゼーションの必要性が関係者の
認識され始めました。

ある桃陽学園(伏見区)、現桃陽総合支援学校)の病院内学級が、正式に藤ノ森小・桃山中の「特殊学級」になり、児童の学籍を両校に置くことになりました。

また、63(昭和38)年には情緒障害児短期治療施設である青葉寮(上京区)に教員2名が派遣され、これが「情緒障害への教育的対応の始まり」とされます。

66(昭和41)年には出水小(上京区、現在は二条城北小に統合)に「難

東京五輪の開催は64(昭和39)年です。一方では、そのころ、全国各地で養護学校が創設されるなど、障害のある子どもたちの教育を受ける権利が、理念だけではなく少しづつ実体を伴い始めていったのです。

(京都市学校歴史博物館
学芸員 和崎光太郎)